

事務の流れ（農地法第3条）

相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。
なお、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は25日と定めています。

【申請までの流れ】

申請についての相談

農業委員会事務局までお越しいただくか、電話をお願いします。

【住所：匝瑳市八日市場ハ793番地2 電話：0479-73-0090】



申請書の記入

申請内容に応じて申請書を記入してください。

（申請書は・許可申請書よりダウンロードしてください。）

なお、記入に当たっては・許可申請書記載例を参照してください。

必要書類の入手

・申請に係る添付書類一覧表を参照してください。

なお、申請内容に応じて必要書類が異なりますのでご注意ください。



申請書提出前の再確認

記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。

申請前にもう一度、確認してください。



申請書の提出／受付

農業委員会事務局までお越しくください。

【農業委員会への申請の受付期間】

毎月16～25日の開庁日

【農業委員会の流れ】

申請書の提出／受付



申請内容の審査

申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。

また、現地調査を行います。

農業委員会総会

農業委員会総会で許可・不許可についての決定を行います。



許可書の交付

農業委員会事務局までお越しください。